

---

## 水銀に関する水俣条約の効力発行に関する件

---

### ○外務省告示第二百二十号（平成二十九年六月二十三日）

日本国政府は、平成二十五年十月に熊本で作成された「水銀に関する水俣条約」の受諾書を平成二十八年二月二日に国際連合事務総長に寄託していたところ、同条約は、その第三十一条Iの規定に従い、平成二十九年八月十六日に効力を生ずる。

なお、同条約の締約国は、平成二十九年六月一日現在、次のとおりである。

アフガニスタン・イスラム共和国、アンティグア・バーブーダ、ベナン共和国、ボリビア多民族国、ボツワナ共和国、ブルガリア共和国、プルキナファソ、カナダ、チャド共和国、中華人民共和国、コスタリカ共和国、デンマーク王国、ジブチ共和国、エクアドル共和国、フィンランド共和国、ガボン共和国、ガンビア共和国、ガーナ共和国、ギニア共和国、ガイアナ共和国、ホンジュラス共和国、ハンガリー、日本国、ヨルダンハシェミット王国、クウェート国、レソト王国、リヒテンシュタイン公国、マダガスカル共和国、マリ共和国、マルタ共和国、モーリタニア・イスラム共和国、メキシコ合衆国、モナコ公国・モンゴル国、オランダ王国、ニカラグア共和国、ノルウェ王国、パナマ共和国、ペルー共和国、ルーマニア、セントクリストファー・ネイヴィス、サモア独立国、セネガル共和国、セーシェル共和国、シエラレオネ共和国、スロバキア共和国、スワジランド王国、スウェーデン王国、スイス連邦、トーゴ共和国、アラブ首長国連邦、アメリカ合衆国、ウルグアイ東方共和国、ザンビア共和国、欧州連合

---